**平成28年度診療報酬改定における口腔外科関連項目の変更内容について**

特に、改定に伴う説明会などで解説がされていないと思われる項目について見解、疑義解釈が出ておりますのでお知らせします。

（公社）日本口腔外科学会　社会保険委員会

1. 特定保険医療材料に関わる内容

【気管切開後留置用チューブ】について

平成28年4月から歯科点数表の第５部（投薬）、第８部（処置）、第９部（手術）、第10部（麻酔）、第11部（放射線治療）において「気管切開後留置用チューブ」が特定保険医療材料として収載されています。

（歯科点数表の解釈（青本）P508）

解説：

従来、歯科点数表の第８部、第９部において「気管内チューブ」の収載はありましたが、「気管切開後留置用チューブ」の収載はありませんでした。（因みに、医科点数表には両方が収載されていました。）

これまで、全麻時の気管切開後の実際の「気管切開後留置用チューブ」の算定としては、全身麻酔（閉鎖式循環麻酔、静脈麻酔）は医科準用での算定であるため、手術当日は「全身麻酔」時に使用したものとして「気管切開後留置用チューブ」の算定が認められていました。しかし、手術翌日以降は「処置」に属するため、第８部（処置）における収載がなかった事より、算定に関する疑義が生じていました。

平成28年4月からは、「処置」においても特定保険医療材料として記載されましたので、算定についての問題は解消されました。よって、歯科算定が可能となりました。

1. 放射線治療に関わる内容

【密封小線源治療を行う際の、特別な装置の装着】について

平成26年4月版「歯科点数表の解釈」P363においては、

（術後、ラジウム照射のため、特別な装置を装着）

口腔外科領域における悪性腫瘍摘出術の術後、ラジウム照射を行うため、その保持と防禦を兼ねた特別な装置を製作し装着した場合は、M025「口蓋補綴、顎補綴」の各区分により算定する。

平成28年4月版「歯科点数表の解釈」P404においては

（密封小線源治療を行う際の、特別な装置の装着）

口腔外科領域における悪性腫瘍に対して、密封小線源治療を行う際に、小線源の保持又は周囲の正常組織の防御を目的とする特別な装置を製作し装着した場合は、M025「口蓋補綴、顎補綴」の各区分により算定する。

に変更されました。

解説：

上記のとおり、平成26年度版まで記載されていた内容は、現在行われている実際の診療とは合致していないものでした。しかし、今回の改定により、現在行われている診療内容に合ったものへと改善されました。今後、更なる適応の拡大（外部照射での適応）が望まれます。

３．乳歯難抜歯加算にかかる内容

乳歯抜歯の難抜歯加算に関して以下の疑義解釈が通知されました。乳臼歯の歯根が後継永久歯の歯冠を包み込んでおり、抜歯が必要と判断し、歯根分離をして乳臼歯を抜歯した場合および骨癒着が著しく、骨の開さく又は歯根分離術を行う必要性が認められる場合に限っては算定して差し支えない。（疑義解釈　3月31日より）というものです。

以上